

JD共済

No.50

発行日 平成28年 9月12日

〒939-8072 富山県富山市堀川町278
ジェイ・ディ共済協同組合

TEL.076-421-2221 (大代表)
FAX.076-425-9561
URL <http://www.jd-kyosai.com>
E-mail info@jd-kyosai.com

第14回
通常

総代会開催

随伴車の任意保険
取り扱いを開始

ジェイ・ディ共済協同組合第14回通常総代会は、6月26日(日)に東京・品川プリンスホテルで開催され、全国各地の総代の皆様が出席し粛々と執り行われました。



冒頭、丹澤忠義理事長が、4月に九州で発生した地震のことにふれ、熊本県と大分県の事業者の皆様へお見舞いの言葉を述べました。また、長年にわたって、JD共済と公益社団法人全国運転代行協会の役員を務めてこられた宮崎県のマルセ代行運転センターの粕木社長が、昨年10月7日にお亡くなりになられたことに対して、哀悼の意を表し、出席者全員で黙とうを捧げました。

その後、丹澤理事長から、運転代行業界の今後の動向や、JD共済の事業運営に対する考え方などが報告されました。以下、その概要をお伝えします。

■運転代行業界の歩みと今後について

運転代行業の歴史は50年近くを迎え、私がこの業界に携わってちょうど38年になります。代行業は隙間産業と捉えられていた時期が長くありましたが、飲酒運転をなくすための交通サービスの価値を認知してもらうために、社団法人全国運転代行協会（現在は公益社団法人）が立ち

上げられたり、JD共済の前身である任意団体の共済組合を立ち上げたりして、警察庁・国土交通省の両省庁に足繁く通い、やりとりを頻繁に行って、平成14年ようやく運転代行適正化法が施行されたという経緯があります。

昭和53年当時は800社ぐらいだった事業者数が、現在はその10倍以上の8,800を超えるまでに増えました。しかし、ここ数年、事業者数は頭打ちで横ばいの状況であり、代行業界は成長期から成熟期に入ったと言えます。また、ご存じのように、昨年4月には運転代行業の事務・権限が国から各都道府県に移譲され、さらに今年3月には、国土交通省から、業界健全化に向けた新たな利用者保護対策9項目が発表されるなど、今後、業界は健全化に向けて大きく変貌していくと思います。

■各地域で適正料金を設定できる好機

今程話をした新たな利用者保護対策のひとつとして、国交省から料金制度に関するガイドライ

ンが示されました。つまり、このガイドラインに沿って、事業者の皆さんが、都道府県の窓口部署と打合せを行い、各自自治体の都道府県条例により、地元料金を決めても良いという流れになりました。各地域での適正料金設定について、この機会を逃さないように取り組む必要があります。

業界のさらなる発展を願うがために、あえて厳しい話をさせてもらいますが、それぞれの地域で、1社単独ではなく10社などでまとまった有志の方々が、最低賃金・諸経費・税金・保険料などを考えたうえで、地元料金を定め、そして、各事業者がその定められた地元料金を守っていかないと、代行業はこれから、事業として成立し、発展していかないでしょう。真剣に考える時期にきています。西日本のある県では、すでに地元料金を設定し、多くの事業者がその料金を守って営業し、自分たちの事業を成り立たせる努力をされていると聞いています。

また、もし、不当に安い料金で営業をする事業者がいた場合、その事業者は不当販売による営業を行ったとして、行政へ通報される制度も確立されます。

繰り返しになりますが、料金の面については、事業者の皆さんが早急に行わなくてはならないことです。まずは、業界の実情などを事業者の皆さんから行政窓口へ報告したり、相談したりすることで関係が深まっていくと思いますので、ぜひ行動を起こしてください。

■随伴車の任意保険義務付けへの本組合の対応
今年10月から、利用者保護対策の一環として、稼働日数にかかわらず、随伴車に業務用の任意保険へ加入することが義務付けられます。つまり、たとえ週末の数日間だけの稼働であっても、対人賠償8,000万円以上、対物賠償200万円以上

の補償内容で、損害賠償措置を講じなくてははいけません。

そこで、私どもJD共済では、組合員の皆様の利便性を考えて、8月から、この随伴車の任意保険について、損害保険ジャパン日本興亜の代理店として取り扱うことといたしました。現在ご契約いただいている受託自動車共済とあわせて、随伴車の任意保険との窓口をJD共済に一本化されることで、事務的な手続きなども簡素化されます。また、何より、組合員の皆様にメリットがあるように、集団扱い制度の適用により、通常契約に比べて、随伴車の任意保険の保険料は約5%安くなります。

■業界発展のためには大きなうねりが必要
新たな利用者保護対策としては、料金制度の問題や随伴車への任意保険義務付けのほかに、随伴車への適正な表示の徹底や、損害賠償責任共済契約失効者に対する行政処分、そして料金メーターの義務付けなど、今後、業界健全化に向けてさまざまなことがスタートしていきます。これらのことを考えると、代行業界に身を置き、「業」として本気で取り組んでいる事業者の皆さんの力を結集し、公的な業界団体をさらに影響力のある大きな組織にし、行政とすり合わせを行っていくことが必要かつ重要になってまいります。

最後になりますが、私どもJD共済は、健全で盤石な財務内容と組織のもと、組合員の皆様が安心して適正な営業が続けられるよう、今後も組合員の皆様のために尽力してまいります。どうぞ、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【議案審議】
金澤議長のもと議案審議が行われ、報告事項および決議事項はすべて承認・議決されました。



【総代会重要決議事項】

1 配当金について

配当金(事業利用分量配当金)は、無配として承認可決されました。

2 規程類の変更について

暴力団の影響力を排除することを目的とした「暴力団排除条例」がすべての都道府県で施行されるなど、反社会的勢力の排除に向けた動きが社会全体として浸透してきており、本組合においても、健全な組合運営の観点から、反社会的勢力が本組合の組合員や役員となり組合運営に関与することがないように、定款に反社会的勢力排除に係る規定を追加しました。

また、受託自動車共済契約約款においては、保険法に対応した条文の変更、追加を行い、あわせて、約款内容が理解しやすく、明確化を図るための改定を行いました。

- (1) 変更規程……【定款】【共済規程】【約款】
- (2) 定款の変更に伴い、規約に反社会的勢力の排除に係る規定を追加

《受託自動車共済契約約款の改定ポイント》

(1)全体をより明確な表記・文章構成に変更

現行約款において条文の内容をより明確にするために、いくつかの条文については細分化し、必要条項を新設しました。また、保険法に対応した文章構成にするとともに、条文内に用いられている語句を見直し、より明確な記載へと変更しました。

(2)最大割増率を100%に変更

健全な組合運営と、掛金負担の公平性を高めるために、現行約款の「損害率と割引・割増率表」に基づいて、共済金支払いの実績に見合った応分の負担額で共済契約の更新を行うことができるよう、共済掛金の割増率の上限を現行の80%から100%に拡大するとともに、損害率に応じて移行する等級を一部変更しました。

(3)引受基準をより明確な記載に変更

割増引率等の適用を明確にし、透明性を図るため、現行約款の別表4「再契約時における引受け基準」から別表6「他社契約からの引受け基準(2)」までを、「別紙 引受基準」として統合し、引受基準をより明確な記載へと変更しました。

(4)約款を統合

各共済商品については、契約締結時や契約更新時の手続き等および事故が発生した場合の対応について差異がないことの理解を高めるために、「A・Bセットの約款」と「セルフセットの約款」を統合しました。

定款、共済規程および共済契約約款(以下、約款)に係る変更については、第14回通常総代会で承認を得た後、警察庁と国土交通省から、それぞれ、8月2日、10日および9月2日に認可をいただきました。
※これにより、(新)定款の適用開始は、8月2日からとなりますので、組合員の皆様へは、改定版の定款を8月中旬に送付いたしました。また、(新)共済規程と(新)約款につきましては、12月1日以降、契約更新時に順次適用となりますので、共済規程と約款の各改定版は、9月以降順次、更新確認書とあわせて送付いたします。

平成27年度 決算データ

本組合における平成27年度決算内容については、収入は組合員の拡大等により、前年度比18.8%の増収となりました。また、事業費用等は、共済金支払いおよび支払備金等の計上が増加したことにより、前年度比19.1%増となりました。これにより、増収減益となりましたが、総資産は堅調を維持しており、引き続き健全な財務内容となっています。

貸借対照表

Table with 2 columns: 科目 (Item) and 金額 (円) (Amount in Yen). It is divided into three main sections: (一) 資産の部 (Assets), (二) 負債の部 (Liabilities), and (三) 純資産の部 (Net Assets). The table shows detailed financial data for the period ending March 31, 2016.

損益計算書

Table with 2 columns: 科目 (Item) and 金額 (円) (Amount in Yen). It shows the breakdown of income and expenses for the fiscal year ending March 31, 2016, including items like 事業収益合計 (Total Operating Income) and 当期純利益金額 (Net Income for the Period).

事故を未然に防ぐためのワンポイントアドバイス (vol.9)

今回は、発生件数が非常に多い2つの事故事例(①随伴車が客車に追突する事故と②出庫時に縁石を巻き込む事故)を掲載しますので、従業員の皆様の安全教育の際にご活用ください。

客車と随伴車の車間距離は十分に!

ケース【事故発生時刻】午前0時50分頃
【損害額】約38万円



このような事故を起こさないために...

事故防止の対策

随伴車が、客車とはぐれないようにするあまり、客車と十分な車間距離をとっていなかったために、停車した客車に追突する事故が、つい先日も発生しました。随伴車が客車に追突する社内追突事故は、お客様がケガをして人身事故になることも考えられます。また、お客様からするとあり得ない事故の一つであり、不満がより一層高まり、解決が困難になるケースが非常に多いです。このような事故を起こさないためには、客車と随伴車の車間距離を十分に保つことを徹底するとともに、信号待ちなどではぐれた場合の連絡・確認方法について、事前に社内ルールを決めておき、始業前にペアで再確認するようにすれば、安心してペア走行を行うことができます。



誘導ナシの出庫は、事故のもと!

ケース【事故発生時刻】午後10時10分頃
【損害額】約100万円



このような事故を起こさないために...

事故防止の対策

客車の運転席から見えづらい縁石や障害物は、特に夜間ではミラーでも見えにくく、見落としがちになります。客車を駐車場から出庫する場合は、随伴車運転者が誘導することは、事故を起こさないための基本中の基本です。少なくとも、出庫時に、随伴車運転者が縁石や障害物付近に立っているだけでも、客車運転者は縁石などを認識でき、巻き込み事故を防ぐことができます。また、出庫時に随伴車運転者が誘導している姿は、お客様に対して、「自分の車を安全に丁寧に運転してくれている」という安心感を持ってもらえ、イメージアップにつながれるという効果も期待できます。



Check! JD共済のホームページに開設している「事故防止コーナー」には、上記の事故事例などさまざまな事故防止情報が満載です!ぜひ定期的にチェックし事故防止にお役立てください。 JD 事故防止 検索

「随伴車の任意保険加入義務付け」にともない、JD共済では、「随伴車の任意保険(集団扱い)」を8月から、取り扱っています!!

組合員様は、通常契約よりも割安!



前ページの事故事例のように随伴車が客車に追突する事故や、随伴車による回送中の事故など、随伴車の事故が非常に多く発生しています。特に、近年、全国的にみても、随伴車による人身が絡む重大事故が発生していることから、3月に国土交通省が発表した運転代行の利用者を保護する新たな対策のひとつとして、10月1日から随伴車の任意保険加入が義務付けられることとなりました。

その補償額は、対人賠償限度額は8,000万円以上、対物賠償限度額は200万円以上とすることとし、この旨を、代行業者様が使用する自動車運転代行業約款(運転代行適正化法第13条に規定)に明記することが必要です。

なお、今年10月1日に改正される標準自動車運転代行業約款(JD共済のホームページ中の「知っ得!!お役立ち情報」を参照)には明記されています。

また、随伴車の任意保険においては、万が一の事故時に補償を受けられるよう、車の使用目的や不担保条件などに留意しなくてはなりません。



そこで、JD共済では、損害保険ジャパン日本興亜株式会社と代理店委託契約を結び、随伴車の任意保険を組合員様向けに通常契約より約5%割引になる「集団扱い」で取り扱える体制になりました(8月から引受け開始)。随伴車の任意保険に関して、見積りのご依頼やご質問などがございましたら、気軽にお問い合わせください。

随伴車の任意保険に関する見積りのご依頼やご質問 (お問合せ先) JD共済保険部 TEL.076-405-6158

※なお、従来からご案内しております、組合員様限定で割引となる「三井住友海上の集団扱制度」と「東京海上日動の集団扱制度」もこれまで通りご利用になれます。

注意! 随伴車に講じる損害賠償措置(業務用の任意保険加入)の義務付けは、利用者が運転代行サービスより安心して利用できるようにするためのものであり、利用者を随伴車に乗せること(いわゆるAB間輸送)を容認するものではありません。

組合員様からの声 「JD共済に加入して、満足されている理由」について

※本組合が実施している「契約更新前アンケート」に記載されている回答の一部を抜粋

- 事故の対応が非常にスピーディーで担当者の仕事が素晴らしい(福島県)
- 安くて安心、親切(宮崎県)
- 過去に事故した後に、適切に相手と対応してくれた(静岡県)
- ①事故の発生時に迅速な対応をいただいている
- ②相手方へ対し、的確かつ丁寧な対応をいただいている
- ③当方にとっても親身な対応をいただいている
- ④事故データをいただいて、事故を防止する事に大いに役立っている(北海道)
- 事故の処理が早くて良くやってくれます(宮城県)
- 電話対応が非常に親切である(沖縄県)
- 運転手が車をぶつけてジェイ・ディさんに電話したら、すぐに動いてくれたから(宮崎県)
- 分からないことがあるとTELにてお伺いしております。受付の方の対応に感謝します(群馬県)
- 共済に加入して間もないのに事故対応をすぐにしてくださいました(滋賀県)
- 対応が早く、説明等もわかりやすい。こちらからFAXを送ると必ず確認の電話が入り、間違いなく手続きされていること確認になり安心(茨城県)
- 掛金負担の公

平性を図り、改定された点には満足(秋田県) ●契約者にとって、昨年度も同様でありましたが、今年も共済金が据え置かれる事に大変満足しています。健全・適正化に取り組む私達にとって事故防止の意識が高まり、一貫した取組みが確立できると確信しています(広島県) ●事故が起きた場合のスムーズな対応、親切な説明、長年利用させて頂いていますが、とても満足しております(鹿児島県) ●電話、FAXともに対応が早く、親切だから(高知県) ●日頃、酔払い客の暴言等で心が壊れていく……、そんな中で御社の親切で丁寧な対応に癒される思いです(和歌山県) ●とても親切に丁寧に親身になって説明して下さる。事故対応がとても早く、こちらがアセッてばかりでしたが、安心して営業も続けられました(鹿児島県) ●すべてスムーズで親切で丁寧に対応して下さいます(和歌山県) ●過去の事故した時の対応がとてもよかった(香川県) ●会社の経営内容が良く、信頼できる。スタッフの対応が良い(静岡県) ●質問にわかりやすく答えて頂き助かっています(新潟県) ●当方の要望に対して、的確にスムーズに答えてくれる。何事に対しても早く、電話の応対も親切です(青森県) ●これまで人身事故はないものの、数多くのお客様の車をお預かりする中、数件の事故報告、車両損害において親切、迅速な対応に非常に満足しています(栃木県) ●事故時の迅速な対応が良い(徳島県) ●長年加入しているからか、安心感がある(福島県) ●組合員の事を考えていただき、掛金負担の公平性があること(奈良県) ●事故の際、ていねいに対応してくれて、その後も早く処理してくれた(山梨県) ●何かと敏速に進めて頂いていることに非常に満足させて頂き感謝しております(奈良県) ●他県の代行運転の手引きや取組みがわかる新聞の切り抜き等、参考にさせて頂いております。今後とも、ぜひ継続して下さい(愛媛県) ●社員の方の電話対応にはすごく感心しました。常にわからないことなど丁寧に対応して下さいます。うれしいですね。ありがとうございます(福岡県) ●事故で保険を利用しましたが、私どものお客様への迅速で親身な対応にすごく感謝しております(沖縄県) ●代行業界発展に一丸となって取り組まれている事に感銘を受けております(奈良県) ●掛金が適正で、事故処理がスムーズ(山口県) ●事故時の、お客様への早急な対応に感謝してます(宮城県) ●安い、対応が良い、紹介しやすい(群馬県) ●補償内容が手厚く、とても安心して仕事ができます(宮崎県) ●以前契約していた所とくらべて保険料も安いし、親切で色々な情報をもたらえる(熊本県)

多くのお喜びの声をいただき、お役に立てていることを大変嬉しく思います。これからも、組合員の皆様が安心して仕事に取り組めるよう、全力でサポートしてまいります！(JD共済職員一同)

いろいろ 

4月14日未明以降に熊本県を震源として、熊本・大分に甚大な被害をもたらした、「熊本地震」の被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。今年は、この地震の影響により、熊本、大分の総代様のご出席が叶わないかもしれないと覚悟しておりましたが、未だ余震が頻発し、梅雨の豪雨の被害も不安な状況のなかをご出席くださったこと、また、現地の皆様の想いを直接お聞かせいただきましたことが、事務局スタッフとして大変ありがたく、感謝しきりの通常総代会となりました。

その通常総代会では、総代の皆様にはスムーズな進行にご協力いただき、決算報告、予算、新年度方針についてご報告するとともに、全員にご承認いただきましたことを改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。今年は、以前からJD共済が「飲酒運転根絶啓発が、必ずや運転代行PRと利用促進につながる」と考えて取り組んでおります、『SDD全国こども書道コンクール』に寄せられた子どもたちの作品の中から、運転代行業を題材とする作品を選んで、事故防止のポイントとともに総代会受付ロビーに掲出いたしました(HP新着情報をご覧ください)。ご出席くださった総代様のなかには、作品を写真に収めて帰られる方、もっと自分の県でも応募を増やして啓発に活かしたいとご発言くださる方など、4年間業界の発展と利用促進のために取り組んできたことが、報われた気がいたしました。

3月に国交省から発表された利用者保護の新対策が、4月から実施されて既に5ヶ月が過ぎました。料金のガイドライン、随伴用自動車の損害賠償義務付け、そして今後は料金メーターの義務付けも打ち出されています。業が業として更なる健全化を目指し、「利益の出る適正料金」の基準をつくるために、地域ごとに連携を強固にしながら、飲酒運転根絶のための啓発素材として書道作品を有効活用していただき、地元で必要とされる「安心・安全」な交通サービス業として運転代行利用が促進されるよう、一層交通安全にお努めください。

契約専用のTEL・FAX

TEL	0120-21-4455	平日(月~金) 10:00~18:00
FAX	0120-25-9561	24時間365日

事故専用のTEL・FAX

TEL 24時間	0120-88-7654	夜間・休日は 事故受付センターが承ります
FAX	0120-88-2508	24時間365日